

地方独立行政法人福岡市立病院機構職員退職手当規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 15 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 一般の退職手当（第 3 条—第 14 条）
- 第 3 章 特別の退職手当（第 15 条）
- 第 4 章 雑則（第 16 条—第 21 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人福岡市立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条に定める職員（再雇用職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めることを目的とする。

（退職手当の支給等）

- 第 2 条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。
- 2 退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を通貨で、直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。
 - 3 次条及び第 12 条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 15 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - 4 退職手当の額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

第 2 章 一般の退職手当

（一般の退職手当）

第 3 条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 8 条まで及び第 10 条から第 10 条の 3 の規定により計算した退職手当の基本額に、第 11 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする

- 2 院長の職にある者が退職した場合は、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会が行う業績の評価の結果及び院長としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項に定める退職手当の額の100分の20の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額又は月例年俸の12分の1の額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合にあつては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に掲げる期間に区分して、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、次条第1項第4号又は第6条第1項第3号若しくは第7号の認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第21条第1項から第3項までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間が1年以上10年以下である者 100分の60
 - (2) 勤続期間が11年以上15年以下である者 100分の80
 - (3) 勤続期間が16年以上19年以下である者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 11年以上25年未満の期間勤続し、定年に達したことにより退職した者
- (2) 11年未満の期間勤続し、業務外の傷病（その傷病により地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障がい等級に該当する程度の障がいの状態にある場合の当該傷病をいう。以下同じ。）又は死亡により退職した者

- (3) 11年以上25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの
 - (4) 11年以上25年未満の期間勤続し、定年前に退職する意思を有する職員の募集（職制の改廃又は勤務する施設の移転に係るものを除く。）に応募し、理事長の認定を受けて退職した者
- 2 前項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者
 - (2) 就業規則第21条第4号又は第5号により退職した者
 - (3) 定年前に退職する意思を有する職員の募集（職制の改廃又は勤務する施設の移転に係るものに限る。）に応募し、理事長の認定を受けて退職した者
 - (4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - (5) 11年以上勤続し、業務外の傷病又は死亡により退職した者
 - (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得た者
 - (7) 25年以上勤続し、前条第1項第4号に規定する募集に応募し、理事長の認定を受けて退職した者
- 2 前項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が施行された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月

額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。第4章において同じ。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第13条第5項に規定する職員以外の国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第14条第1項各号に掲げる者又はこれに準じる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第13条第5項に規定する職員以外の国家公務員等となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第13条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前各号に掲げる期間に準じるものとして理事長が定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第7条 第5条第1項第3号及び第4号並びに第6条第1項（第1号及び第4号を除く。）に規定する者のうち、勤続期間が20年以上であり、かつ、定年から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した者に対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項及び第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
----------------	---------	---

第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（業務上の傷病又は死亡による退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第8条 第6条第1項第4号に規定する者に対する同項及び第6条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10（定年から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から、定年から3年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日の前日までの期間（以下「特例期間」という。）に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退

	職手当の基本額に相当する額
--	---------------

(業務によることの認定の基準)

第9条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により職員の公務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第10条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第6条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第10条の3 第7条及び第8条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条	第4条から第6条まで	第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6条第1項において退職日給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6の
第10条の2	第6条の2第1項の	第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号イ	第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する同項の

第10条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第1号において特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
第10条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第1号において特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号において退職日給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条又は第8条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第11条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第12条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）、就業規則第50条に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、育児短時間勤務その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（育児短時間勤務をした期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。以下同じ。）のある月（当該月のすべてが現実に職務に従事することを要しない期間であった月に限る。以下「休職月等」という。）のうち、別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 27,100円
- (5) 第5号区分 21,700円

(6) 第6号区分 零

2 削除

3 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、理事長の定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が19年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第5号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条に規定するその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1項第1号から第4号までに掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額の2分の1に相当する額、同項第5号に掲げる職員の区分にあつては零、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては同号に定める額として、同項の規定を適用して計算した額

6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第12条 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職日給料月額及び退職した日における当該職員の扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

(1) 勤続期間が1年未満である者 100分の270

(2) 勤続期間が1年以上2年未満である者 100分の360

(3) 勤続期間が2年以上3年未満である者 100分の450

(4) 勤続期間が3年以上である者 100分の540

(勤続期間の計算)

第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第14条第1項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）において、その者が退職した日又はその翌日に再び職員となったときは、その職員に関する前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前各項の規定による在職期間のうち、地方独立行政法人福岡市立病院機構の役員としての在職期間があったときは、地方独立行政法人福岡市立病院機構役員報酬等規程第7条の規定に基づき、役員の退職手当が支給される場合の当該在職期間の月数、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）、育児短時間勤務をした期間その他これらに準じる期間にあっては、3分の1）に相当する月数（自己啓発等休業（当該自己啓発等休業の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の理事長が定める要件に該当する場合を除く。）又は就業規則第12条第1項第5号に規定する事由若しくはこれに準じる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を、前各項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員等（医師年俸表又は医療職給料表(1)が適用される者で、法人の要請に応じた者に限る。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間（国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。）を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間については、本条の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、地方公共団体、国立大学法人その他理事長が定める法人（以下「国等」という。）から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数が7月以上のときはこれを1年に切り上げ、7月未満のときはその全部を切り捨てるものとし、在職期間が1年未満である場合は、その全部を切り捨てる。
- 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（退職手当の支給制限）

第14条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則第 55 条の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準じる処分を受けた者
- (2) 就業規則第 21 条第 6 号の規定により解雇された者
- 2 一般の退職手当のうち、第 11 条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、第 4 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が零である者及び同条第 2 項に規定するその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のものには、支給しない。
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

第 3 章 特別の退職手当

(予告を受けない退職者の退職手当)

第 15 条 職員の退職が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条及び第 21 条又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 46 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第 4 章 雑則

(遺族の範囲及び順位)

第 16 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号の規定に該当しないもの
- 2 前項に規定する者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、そのうちの 1 人を総代者として、その総代者に支給する。

(遺族からの排除)

第 17 条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第 18 条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 19 条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、法人に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して 1 年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第20条 退職した者に対し一般の退職手当等を支給した後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(国家公務員等となった者の取扱い)

第21条 職員が引き続いて国家公務員等となった場合においては、その者の職員としての勤続期間が、国家公務員等に対する退職手当に関する規定により、国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(委任)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(勤続期間の計算)

- 2 法人設立の日の前日に福岡市職員給与条例を適用されていた職員で引き続き法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）が法人を退職した場合における第13条第2項の適用については、「職員となった日の属する月」とあるのを「市の職員となった日の属する月」とする。

(失業者の退職手当)

- 3 承継職員が、勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者をいう。）その他規則で定める職員にあっては、6月以上）で退職した職員が、退職の日の翌日から起算して規則で定める期間内に失業している場合において、一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の支給を受けないとき又は支給を受けた一般の退職手当等の額がその者に同法の規定が適用されるとし

たならばその者が支給を受けることができる失業等給付の額に満たないときは、規則で定めるところにより、一般の退職手当等のほか、同法の規定による失業等給付に相当する額又はその額と既に支給を受けた一般の退職手当等の額との差額に相当する額を退職手当として支給する。

- 4 前項の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によりこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては、支給しない。
- 5 前2項の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、第1項から第7項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、その端数はこれを切り捨てる。

附 則（平成25年3月27日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月27日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から平成31年3月31日までに退職する者に対する退職手当の額は、この規程による改正後の福岡市立病院機構職員退職手当規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうち、いずれか高い額とする。
 - (1) 改正後の規程の規定により計算した退職手当の額
 - (2) 平成28年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規程による改正前の福岡市立病機構職員退職手当規程の規定により計算した退職手当の額
- 3 職員のうち改正後の規程第6条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間が改正後の規程第13条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が改正後の規程第6条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間に含まれるものが退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項第2号中「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する

額として理事長が定める額」とする。

- 4 附則第2項第2号の規定による計算に当たっては、改正後の規程第7条及び第8条の規定は、適用しない。

附 則（令和7年6月1日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。